

糸島市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、糸島市公式ホームページに対する広告物の掲載に関する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

第2条 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式、容量)

第3条 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

(1) サイズ 1区画縦50ピクセル×横180ピクセル

(2) 画像形式G I F (アニメ可)、J P E G

(3) 容量10KB以内

(禁止表現)

第4条 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

(1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク

(3) ラジオボタン

(4) テキストボックス (テキスト入力が可能に見えるもの)

(5) プルダウンメニュー (下部に選択肢があるように見えるもの)

(市の掲載情報との区別)

第5条 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

(1) ホームページのコンテンツと類似のデザイン及び色調を使用するもの

(2) 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野における一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が糸島市の事業と誤解しやすいもの

(色調)

第6条 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によることとする。

(1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(2) 金銀色、蛍光色は使用不可とする。原色の使用はできるだけ控え、使用する場合は彩度、明度を抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないようにする。

(アニメーション)

第7条 アニメーションG I Fを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

(1) コントラストの強い色調の反転表示が継続するような、極端な点滅表現は使用不可と

する。

(2) 動きの激しいアニメーションは控え、画面の大部分の領域が切り替わるものについては、文字が読めるように切り替えの間隔を約 2 秒以上とする。

(解像度)

第 8 条 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。

(聴覚的方法の併用)

第 9 条 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げ機能を付加することとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。